

会 長	事務局長	係

第 8 3 1 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 2 年 1 1 月 5 日（木曜日）午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 第三会議室

3. 出席者（ 1 7 名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 西山 讓
7 番 澤田 誠規	8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司
1 0 番 寺田 巧	1 1 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 井垣 水里	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者（ 1 名）

5 番 佐藤 千春

5. 事務局等出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 憲司 事務局主事 山本 恵美

6. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 3 号	宿毛市農用地利用集積計画について

○議 長 これより、第 8 3 1 回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、1 0 番寺田
巧委員、1 1 番羽賀大透委員にお願いします。
なお、5 番佐藤千春推進委員より宿毛市農業委員会規程第 1 0 条の規定
による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

○議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 それでは、ご説明いたします。今回の申請は 1 件。番号 1 7 番。場所は
2 ページに位置図をつけております。
大字大深浦。宿毛市野球場を北に進み、自由ヶ丘の団地の東側下に広がる
農地のうちの大深浦川の東側にある農地 2 筆になります。
贈与で、取得後は季節野菜と文旦を作る予定とのことです。
本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第 3 条第
2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議 長 続きまして、受付番号 1 7 番について、大深浦地区担当の山口委員より
説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに 1 7 番朗読】
先日、二人に確認をとりました。相続で受け継いでいた土地ですが管理
もできないので親戚に譲り渡すとのことで、特に問題はないようです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」 1 件の報告があり、

審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第 1 号」の 1 件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」を議題とします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号 1 1 番。所在地 藻津 (P 4)
場所は藻津集会所の前の市道を西へ進み、2 つ目の道を右折した場所になります。

なお、本申請地の隣接地である西側には、既に太陽光発電施設が設置されております。こちらにつきましては、平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日の会議において、今回と同じ申請者により農地法第 5 条転用申請が提出、審議され、その後、翌年の平成 2 9 年 2 月 7 日付けで高知県より転用許可となっておりますので、申し添えます。

申請地は、南向きで日当たりも良く、太陽光発電に最適な日照が得られるため、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置 508 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 90 万円。土地造成費 110 万円。太陽光発電施設設置費 731 万 5,015 円。これら全て自己資金 931 万 5,015 円でまかなうことになります。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 1 1 番について、藻津地区担当の山口委員より説明をお願いします。

- 山口委員 【議案書をもとに１１番朗読】
- 先日、●●さんと話して確認しました。担当の●●さんとも電話で確認をして間違いないとのことでした。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 山口委員 ●●の担当者が交代していました。
- 濱田委員 前の担当者は地区の住民とも話し合いをしてくれていたが、担当者が変わるとどうか。
- 事務局長 山口委員から説明があったところですが、●●の担当者●●さんが常駐しています。また、●●の案件が出てくると考えられますので事務局のほうでも把握し、十分連絡を取り合って対応していきたいと思います。
- 議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。
- （「なし」との声あり）
- 議 長 これより採決をいたします。
- 議案第２号「農地法第５条許可申請審査について」１件の報告があり、審議の結果問題ないということです。原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」との声あり）
- 議 長 異議なしということですので、「議案第２号」の１件は、意見を附して県に送付することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第３号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします
- 事務局員 議案第３号「宿毛市農用地利用集積計画」についてご説明いたします。

議案書は5ページになります。申請件数は1件です。

番号23番。再設定です。場所は大字山奈町芳奈。芳奈停留所から県道橋上平田線を入り、宿毛市総合運動公園へ行く道に入ってすぐの左側に広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、ネギを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

○議長 続きまして、受付番号23番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに23番朗読】
再設定です。●●さんも「よろしくお願いします。」とのこと。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第3号」の1件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号18番。所在地 平田町戸内 登記地目 畑(P7)
場所は宿毛方面から国道56号線芳奈口交差点を左折し、県道橋上平田

線を市道へ左折した左側の土地、宿毛警察署平田駐在所の裏側になります。

15年以上前から畑として使用しておらず、現在に至っております。

続きまして受付番号19番。所在地 山奈町芳奈 登記地目 畑（P8）

場所は県道橋上平田線を芳奈方面に進み左折し、向山橋を渡り奥に入った土地で約15年以上前から耕作放棄し、現場は山林となり現在に至っております。

最後に受付番号20番。所在地 長田町 登記地目 田（P9）

場所は旧県立宿毛病院入口、平成5年ごろ、店舗敷地として宅地造成されて以来、継続して利用されており、農地として利用できる状況ではなく現在に至っております。今後も農地として利用する予定はありません。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号18番について、戸内地区担当の西山委員より説明をお願いします。

○西山委員 【議案書をもとに18番朗読】

井垣委員と現地確認しました。地元なので良く知っているのですが問題ないと思います。●●さんには電話で確認し「よろしくお願いいたします。」ということです。

○議 長 続きまして、受付番号19番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに19番朗読】

太陽光発電のための非農地の申請です。電話して確認しました。「間違いないのでよろしくお願いいたします。」とのこと。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号20番について、長田町地区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員 【議案書をもとに20番朗読】

松本委員と現地の確認をしております。二人で話したところ完全に農地として利用できる状態ではありません。

●●さんにも直接本人に確認を取っています。審議のほどよろしくお願いいたします。

いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○寺田委員 平成●年頃に店舗が建ったのなら、その時に地目変更しなくてもよかったのでしょうか。

○事務局長 本来なら農地ではないところに店舗を建てる場合には、転用申請が必要になりますが、登記簿上は田で農地のままでありました。課税の上では現況課税で、現状の宅地で課税されていますが、このままでは名義を変えることができないので非農地証明の申請となったものです。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明3件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということで、非農地証明3件は、証明することに決しました。

○議 長 続きまして、担当地区の区割りの変更について事務局から説明をお願いします。

○事務局長 (区割りの変更について事務局案を説明・資料1)

担当地区の区割りについて、報告、提案いたします。お手元に配布しております資料1をご覧ください。両面印刷で、表面には変更後の内容を裏面には新旧対照表としまして、左側がこれまでの内容、右側が今回一部改正しようとする内容(黄色でマーキングした部分)になります。もう1枚資料として対象地区の図面をつけております。

区割りの変更につきましては、去る7月20日の改選に伴う組織会議及

び9月2日の会議にて、事務局より提案させていただきましたが、継続協議となっております。

その後の対応としましては、担当区域の見直しについて先月10月5日の会議終了後、該当する委員に集まっていただき協議を行い、事務局において改めて区割りの案を作成し、今回提案するものです。

はじめに区割りの変更対象について、ご説明いたします。今回の区割りの変更対象となっておりますのは、街区と西地区の2つの区域になります。

次に、変更内容についてご説明いたします。これまでは街区全域、街区とは大字宿毛、大字駅前町、大字駅東町のことです。これを1つとしておりましたが、今回の変更で街区を東西に貫く国道56号線宿毛バイパスを境に、東側と西側に分け東側はこれまでどおり街区とし、西側については西地区へ移動。新たに外荒瀬を加え、あわせて貝塚を西地区へ移動する内容となっております。外荒瀬は緑色の部分になります。

以上が、区割りの変更対象と変更内容の説明となります。なお、該当する街区と西地区の委員の皆さまには、本日の提案に先立ちまして、事前に変更内容を説明し、了承いただいておりますことを申し添えます。

以上のことから、事務局としましては、これまでに寄せられましたご意見や聞き取りの内容を踏まえ、今回、区割りの変更について再度ご提案し承認を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 事務局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決いたします。
担当地区の区割りの変更について、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、区割りの変更については、原案のとおり承認されました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 (活動記録簿の提出について)

活動記録簿の提出のお願いです。8月から11月までの4カ月の内容確認を行いますので12月21日(月)の会議の時に提出をお願いします。

なお、皆さまから提出いただきました記録簿は、事務局で内容を確認・点検を行い後日郵送にて返却する予定です。

○事務局長 (次回会議の日程について)

本日は、早朝から農地パトロールも含めて1日ありがとうございました。

次回会議の日程についてお知らせします。次回は11月27日(金)に行います。議案送付は11月20日(金)を予定しております。よろしくお願いします。なお、1時半開始の予定をしておりましたが、他の行事と重なり、4時に変更させていただきます。南国市の農業委員会が視察に来るということになりました。

内容については岩本会長が行われています集落営農法人の関係、宿毛市農業委員会における取り組み、ブロッコリーの関係で●●さんの話を聞きたいという内容になっています。

○議 長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第831回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和2年11月5日

会 長

農業委員

農業委員